論 文

地方自治体の非核官言

- 1980年代を中心に -

川 口 徹*

はじめに

地方自治体が自らの行政区域を非核自治体と称し、そのことを宣言(非核宣言)する動きは、日本では、1950年代にさかのぼる。その後、数の上からは、三つのピークが観察されるが、1980年代は、もっとも顕著な時期であった。本論文は、非核宣言が1980年代に急増した理由を解明することを目的とする。同時に、国際関係のアクターとして地方自治体が非核宣言を下す政治的含意について探る。そのために、1950年代以来の日本の非核宣言の動向を概観し、その中から、とくに、1980年代について分析していく。

非核宣言の役割について、大別して二つの見方がある。一つは、非核宣言は法的拘束力を有せずシンボルに過ぎない、宣言を実体化するような活動は停滞している、といった非核宣言を疑問視する見方である (1)。もう一つは、前述した非核宣言への疑問視に言及しながら、代表的な広島・長崎・沖縄以外の地方自治体が世論の集約的な表現の一つとして、国政に対し意思表示している事実に意義を見出そうとする見方である。非核宣言に焦点化した先行研究の多く

は、後者の視点に拠るものであり、それらの研究の特徴として二点を挙げることができる。①市民・住民による運動・活動 $^{(2)}$ や政策の立場から論じるもの $^{(3)}$ ②国家と地方自治体の権限配分の問題を法的根拠から論じるもの $^{(4)}$ 一。動態的な実証研究としての本稿は①に近い。これらの先行研究はアクターの行動を強調し、さらにその見方は「草の根」 $^{(5)}$ を巡り二つに大別することができる。①草の根の運動であるとするもの $^{(6)}$ 、②草の根の運動でないとするもの $^{(7)}$ 一。

社会経済環境・中央政府の統制・首長の支持 政党・有権者を含む多様なアクターといった要 因によって政策決定する地方自治体の一国際活 動である非核宣言について、国際・国内の両視 点から構造的な視点を持ち合わせる研究は多く なかった。加えて、先行研究の草の根を巡る認 識の差異は、労働組合・党派などによる政治性 が自治体内の市民運動に与える影響を捉える必 要性を示唆する。

構成は以下のとおりである。第1節では、非核自治体宣言の動向を、その嚆矢となった1950年代にまでさかのほり、現代まで概観した。第2節にて、1980年代を中心とした国際社会と日

米関係、日本国内の世論と反核⁽⁸⁾ の動向について捉える。最後に、第3節にて、市民と市民を取り巻く政治性に焦点を当てる。

第1節 非核自治体

非核自治体(Nuclear Free Zone of Autonomies, Nuclear Free Local Authority, Nuclear Free Town, Nuclear Free Zone of Community)とは、非核・平和宣言 ⁽⁹⁾ を行なった自治体を指す。具体的には宣言や議会の本会議の決議によって、①行政区域内(上空・水域を含む)を非核化することを明確に意思表示し、それを実現している自治体、②実現していないが、非核化することを目指している自治体一が含まれる[佐藤昌一郎1987:29]。さらに核兵器の廃絶を訴え、非核三原則の厳守を政府に要求する宣言等も含むことができる[浦田1992:374-375]。

宣言文について、文章の形式として、散文が多く、詩の形などもある。内容としては、非核三原則の実施・軍縮・核廃絶を訴えるものが多い。被爆体験、日本国憲法に基づく恒久平和、地方自治を盛り込んでいるものもある。さらに運動の進展とともに、核兵器の生産・配備・通過を許可しないといった具体的な事項を備えたものがある。自治体の文化や地理的・軍事的環境を盛り込み、独自性を含んだものもある。例えば原子力発電の核物質の規制、軍事演習に踏み込んだものが挙げられる[西田 1985:209-226、石川 1988:85-89]。

自治体が施策ごとに予算措置を行なう中で、 非核・平和に関した事項がある。担当部局としては、市長室や総務部といったいわば庁内の調整を行なう部局が多い。また総合的な事業を行う企画系の他、教育系・人権系・福祉系など の各課も予算措置を行なっている⁽¹⁰⁾。事業予算を確保するにあたり、予算措置のための条例を制定し、基金を設ける自治体もある[石川1988:89]。

今日の非核自治体数は、表1-1・表1-2 に示したとおりである。ここからは、非核自治 体の数・人口および面積は、いずれも高い割合 であることが分かる (11)。なお、2010年7月現在、 日本非核宣言自治体協議会の会員率は非核自治 体総数の17.8%であり、会員率の高い都道府県 は、長崎県 (63.6%)・広島県 (58.3%)・沖縄県 (41.0%) である。

宣言方法として、次の四点に分類することができる。①首長の発意、②議会の発意、③既成の市民団体や労働組合の請願署名運動④超党派の草の根組織による請願署名運動一。このうち、東京都練馬区のように議会構成をも変える最も目的にとって有効であり強力な宣言方法は、④であるとされる[西田 1985:23-28]。

図1には、非核自治体数の推移を示した。1954年のビキニ水爆被災事件とそれ以降自然発生的に展開した地方議会による原水爆禁止を求める決議、あるいは平和団体・労働組合・学生団体・原水禁団体などによる署名運動をはじめとし大規模で持続的に展開した原水爆禁止運動、1955年の広島の原爆十周年記念と原水爆禁止署名運動全国協議会の総結集会の合体を発端とする第一回原水爆禁止世界大会の開催、大会後の原水爆禁止日本協議会(日本原水協)の発足、日本原水協が主催した多様な平和運動の結節点となる三回の原水爆禁止世界大会を経て、非核宣言を行なった自治体としては1958年の愛知県半田市(12)が第一号であるとされる。それ以降は停滞し1980年以前はわずか六に留まっ

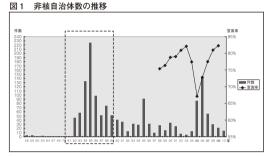
表 1-1 非核自治体数の状況(2010/07/01現在)

	全体	うち宣言自治体の合計と割合		
都道府県数	47	41	87.2%	
人口 (人)				
面積(km²)				

表 1-2 非核自治体数の状況(2010/07/01現在)

20 . 2 M M H M H M M (20 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 . 0 .					
	全体	うち宣言自治体の合計と割合			
市区町村数(都道府県を除く)	1,750	1,456	83.2%		
人口 (人)	127,076,183	117,311,079	92.3%		
面積(km²)	377,945	297,436	78.7%		

出所:日本非核宣言自治体協議会ホームページ「非核宣言自治体マップ」 http://www.nucfreejapan.com/map/map.htm(2010/08/04閲覧)より作成。



出所:日本非核宣言自治体協議会ホームページ「非核宣言自治体一覧(日本非核 宣言自治体協議会調べ)2010年7月1日現在」http://www.nucfreejapan. com/siryou_2d.pdf・総務省ホームページ「市町村合併資料集」http://www. soumu.go.jp/gapei/xls/090624_05.xls(2010/08/04閲覧)より作成。

注1:本稿にて着目する年代が、点線囲みで示されている。

注2:本稿が着目する年代とは異なるため詳細の言及を避けるが、平成の大合併に 関連づけて非核自治体の変遷を示すため、宣言率(非核自治体数/全自治体数)を 付した。ここからは、自治体数が急減する2004年から2006年にかけて、合併後に 新たに宣言を行なう自治体が増加することに伴い、宣言率が再び上昇していること が読み取れる。宣言率の算出にあたっては、各年度末の自治体数を参考にした。

た。

半田市の宣言以来,1960年代そしてとくに1970年代中盤以前は米ソ間の緊張・緩和及び米国の国際戦略に準じ日米関係が構築される⁽¹³⁾中で核の脅威があり,非核宣言に繋がる契機があった⁽¹⁴⁾が,非核宣言の機運は停滞していた。なぜ,1980年代に盛り上がったのであろうか⁽¹⁵⁾。次節では,最初に1980年代を中心とした国際社会と日米関係を捉え,次に日本国内の世論と反核の動向について捉える。

第2節 非核宣言急増の背景と展開

2-1. 国際社会と日米関係

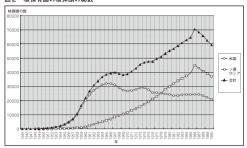
相互確証破壊(MAD)に基づく抑止戦略の信頼低下と技術開発向上の中,限定核戦争のシナリオが描かれつつあった1970年代から1980年代,核競争はエスカレートし(図2)、1970年代後半から1980年代中盤には日本・米国の対中接近・ソ連の国際的劣勢という構図の下で「新冷戦」に突入する (16)。

1970年代半ばからソ連は中距離核戦力 (INF)をヨーロッパに配備し極東における海空面での増強を行ない、NATOもヨーロッパ に米国製INFを配備する。過去にマッカーシズムに傾倒し共和党へ鞍替えし史上最年長で当選したレーガン大統領は、「双子の赤字」を抱える中、新自由主義経済に基づく政策を打ち出し、政府として市場に対し軍事費の拠出を進めた (17)。

1970年代後半以降の日米関係は地域的および グローバルな国際的脈絡の下で二国間が処理される (18) [渋谷, エルドリッヂ 2008:259]。米国の地域的後退・グローバルな新戦略の背景で米国との関係における日本は, 1976年の防衛計画の大綱と1978年の日米防衛協力のためのガイドラインに代表される対米協力 (19) を軸とし,安全保障の自助努力を進める (20)。従来アメリカからの自立を目指すナショナリストとされる中曽根康弘首相は,実際はソ連批判と共に対米関係の改善・西側諸国との協調関係を志向した (21)。

日米経済摩擦を発端とする日本へのジャパン バッシング・管理貿易体制そして「日本異質 論」の中で、財界は日米貿易摩擦に配慮し、防 衛費増額に賛成した「瀬端 2007:66]。外務省・

図2 核保有国の核弾頭の総数



出所: Bulletin of the Atomic Scientists: Global Nuclear Stockpiles, 1945-2006 http://bos.sagepub.com/content/62/4/64/T1.large.jpgより作成。

防衛庁は日米同盟の強化⁽²²⁾ と自治体の安全保障への関与に対する主導性を強調する⁽²³⁾。

2-2. 国内世論の反核への関心

1970年代後半から1980年代前半にかけて、ヨーロッパでは大規模な反核デモ・集会が起きた。1970年代半ばからソ連によるINFのヨーロッパ配備に対し、1979年にNATOもパーシングⅡと中距離巡航ミサイルをヨーロッパに配備する決定を行なったことを受け、さらに反核デモ・集会は活発化する (24)。新冷戦の当事国である米国では軍事バランスにおけるソ連優位が認識されていたにも関わらず、市民レベルで発展した核凍結運動がレーガン政権の核兵器政策に影響を与えた (25)。1982年6月の国連総会ではじめてNGOや軍縮研究機関が提言を述べることを認めた第二回国連軍縮特別総会 (SSDⅡ)の時は、米国史上最大規模となる反核デモがニューヨークで起きている (26)。

日本ではSSD II をきっかけに反核の機運が盛り上がった。運動の担い手は、党派性を帯びた多様な組織 (27) とともに、草の根のレベルにまで広がった。この背景には、ヨーロッパの反核運動の伝播 (28)・日本における核戦争への不安 (29)・軍事化の進展 (30) が並走していた。

1985年の調査では、核を「持ち込ませない」ことへの信頼が揺らぐ中、非核三原則について78%の国民が賛成しており、反対は10%であった $^{(31)}$ 。新しいグループには、非政治的な超党派の立場を強調するものが多くあった $^{(32)}$ [グレン1986:167]。

日本における地方自治体では、公害問題や生活基盤の未整備に対する住民の不満、過疎化問題の下、1970年代には革新首長が誕生し、独自の政策領域を開発する⁽³³⁾。世界的に見て提携数では活発な日本と他国間との都市関係を捉えた場合、助走期間となる1970年代、高度経済成長を達成し都市提携が増加した1980年代を通し、今日まで地方自治体の国際化は深化している⁽³⁴⁾。自治体国際活動の一つとなる自治体の安全保障への関与⁽³⁵⁾の起源は、保守政権に対抗する革新首長に見出される⁽³⁶⁾。

1980年11月にマンチェスター市で非核官言の 決議が行われた後 (37). 日本でも結果的に銃一 丁の削減もできず人々に「国連さえ頼りにす ることができない | ことを知らしめたSSD Ⅱ に応じた反核運動の高揚の中で、1982年3月5 日アメリカ海軍の太平洋艦隊への核トマホー ク配備計画公表 (38) が直接的なきっかけとなり [阿佐見 1994:16], 地方自治体の非核宣言が 広がっている (39)。 当時、大口ンドン宣言が日 本に紹介され、原水爆禁止世界大会で「地方自 治体で非核化を宣言制度化しすることが決議さ れた。1982年8月に広島県府中町が現在の日本 非核宣言自治体協議会 (40) の結成に繋がる日本 ではじめての非核宣言自治体の共同行動となる 「全国の自治体さらには全世界の自治体に核兵 器廃絶・平和官言を呼びかける|声明を発表し た。全国規模の共同行動の他に、青山良道中野

区長の呼びかけによる東京都内の自治体の首長会議もあった。この中で1963年の原水爆禁止運動の分裂をきっかけに大会への代表派遣を停止した自治体が1980年代に本格的な平和施策を再開した事例がある⁽⁴¹⁾。

当時,自治省は自治体による直接的な国際活動に対し支援を行っていた⁽⁴²⁾。こうした自治省の支援に基づく都市提携が,国境を超えた非核化への試みへと発展することがあった⁽⁴³⁾。

本節ではより広範な視点から、非核自治体の 発現の要因としての国際社会と日米関係の動 向、それらに反応する日本国内の世論を捉え た。次節では、非核宣言に関与する市民、さら に市民に影響を与える政治性について捉える。

第3節 非核宣言に関与する国内要因

3-1. 保守派と自由民主党

1980年代は、経済の国際化が高まる結果、政府と企業組織との結びつきは60年代・70年代と比較し堅固なものでなくなった。自由民主党(自民党)は農村票を頼らずとも、青年や都市部の票を得て、1980年に国会の衆参両院選挙で勝利した。この勝利は、保守派の復活に繋がった。

1980年代には、草の根の保守層として、「日本を守る国民会議」、「自衛隊法改正促進連絡会議」、「スパイ防止法制定促進国民会議」、「英霊に答える会」などが発足した[井下田 1984:104-105]。源田実などの自民党の国防族は、米国の防衛問題に関する圧力を背景に活発化し、党内で影響力を増した[瀬端 2007:67]。

自民党は増加する自治体の非核宣言について,否定的な見解を示している⁽⁴⁴⁾。中曽根康 弘首相も第101回参議院予算委員会(1984年3 月)と比較し,第104回参議院本会議(1986年1月)・衆議院予算委員会(1986年2月)の答弁では、自治体の国防・外交関与に対し阻止の姿勢を示している⁽⁴⁵⁾。

これらは自治体に影響を及ぼすものではなかった[西田 1989:50]。自民党は党として圧力をかけながらも、非核宣言を進めた地方議会 (46) のみならず、中央政府でも自民党所属の議員が非核宣言に対し一定の理解を示した。理解を示した議員として、宇都宮徳馬や鯨岡兵輔の他、軍縮議員連盟会長を担った三木武夫・防衛庁長官を担当した後岸派から袂別した赤城宗徳、そして岸信介から受け継がれた反共・改憲の政治路線である福田赳夫を挙げることができる[西田 2002:47]。

3-2. 原水爆禁止運動の分裂と市民運動

ビキニ水爆被災事件を発端とした原水爆禁止運動は1950年代中盤に日米安全保障条約改定を巡る全国的政治闘争の中に巻き込まれ、それを嫌った市民団体や保守派の脱退とともに分裂する (47) [鎌田 1989:41]。1960年代には中国による核実験を容認した革新勢力の一部などを巡る亀裂など、原水爆禁止運動内部は野党間で政党系列化した (48) [宇吹1985:114-117]。1970年代からは野党間の亀裂に対し、多様化した市民団体が接着剤としての役割を担った (49)。しかしながら市民団体が多様化の中で対象を集中化していくことは困難であった (50) [鎌田 1989:43]。

1980年に自民党が勝利した衆参両院選挙では、一方で、保守に位置づけられる新自由クラブと、市民運動グループと合流している社会民主連合の小規模な両政党が議席を伸ばしている。その一方で、社会党のマイナス17.6%の得

票率(前回選挙比)をはじめとし⁽⁵¹⁾,野党の 低迷が伺える。中曽根政権の行政民営化に基づ く労働戦線再編とともに、社会党の社会党・公 明党間の「連合政権についての合意」(社公合 意)や党綱領としての「新宣言」は、社会党に よる党内派閥再編とともに原水爆禁止運動の再 分裂を加速した。

1978年の第一回国連軍縮特別総会(SSD I)の「国連に核兵器完全禁止を要請する署名運動推進連絡会議」とSSD II の「国民運動推進連絡会議」とを、政党に関する構成要員の視点から比較した場合、その輪は縮小していることが分かる⁽⁵²⁾。1986年8月に開催された、非核宣言をすすめる広島・長崎・静岡三市の職員労働組合と統一労組懇自治体部会共催の「全国自治体労働者の平和の集い」についていえば、総評・原水禁に対する批判が行なわれている⁽⁵³⁾。

1981年には高知県窪川町での原子力発電所の誘致を巡る日本で初の住民投票が行なわれ、反対派が勝利している。この背景には、政党色を廃し、住民による「手作りの運動」があった[柴田 1981:6]。しかしながら、外交・防衛の議論に派生する核を巡る課題については、政党と労働組合・市民との間で統一が目指されたが、実際は分業であった (54)。

おわりに

本稿は非核宣言が1980年代に急増した理由を 解明することを目的としていた。現時点で導か れた理由を記し、ひとまずの結びとしたい。

理由としては、次のように集約される。① 1980年代の新冷戦における日本政府と米国及び 西側諸国との協調関係に基づく、政府の核を許 容する発言及び軍事費増加に対し、国内世論が 不安を抱いた。②ヨーロッパの反核運動が伝播し、原水爆禁止運動の新たな担い手たちを加える形で、日本でも反核の機運が高まった。③中央・地方でも、非核宣言に必ずしも反対の意思を表さない自民党議員や自治体の国際化をすすめる自治省などの存在があった―。以上の三点とともに、大ロンドン宣言が日本へ広がった同時期の、核トマホーク配備計画が引き金となった。

では、なぜ1950年代から70年代にかけて、原水爆禁止運動が自然発生的に生じたにも関わらず、非核宣言は増加しなかったのであろうか。理由として1.平和的生存権と自治の擁護という両点から理論化が未成熟であったこと、2.原水爆禁止運動の党派間対立、とくに野党間対立が顕著になったことが自治体の非核・平和に関する施策実施に影響を与えたこと一が挙げられる。

2.については、非核宣言は元来運動家の間で、脱イデオロギー、超党派といった概念が理想とされていた。この背景には次のことが関係していると思われる。1980年代以前、原水爆禁止運動での政党系列化が地方政治に影響を与える中、自治体の非核施策が停滞していたこと、1980年代に入っても野党間・野党内が分裂した状況にあったこと、実際に核に関心を持つ世論が醸成されつつあった1970年代を経て1980年代以降は、政党系列化した原水爆禁止運動団体以外に、SSDIIに代表される草の根レベルの市民の運動の存在があったこと一。

課題についても浮き彫りにしている。多様化した市民団体にとって、対象を集中化していくことは困難であった。地方議会に革新派が誕生する契機となった1970年代の「反公害」から、

政治性として高度になる「反核」そして「反安保」への取り組みは、政治を置き去りにして前進させることができない。そこで政党・労働組合・市民の三者は、連携の必要性を共通項として認識していた。しかしながら、実際は分業であった。

以上,見てきた要因が1980年代の地方自治体の非核宣言の増加をもたらしている。これは,自治体議会の政治力学として,非核の意思は希釈拡散することと同時に,サブナショナルな自治体は一枚岩ではない中央政府の間隙を行動することができることを示唆する。

なお、本稿では言及できなかったが、これらの視点は、村山政権時の1995年に、再び非核宣言数が延びていることと無関係ではないであろう。当時は、北朝鮮が核不拡散条約(NPT)脱退を宣言した後、防衛問題懇談会が、米国に警戒されながらもアジア太平洋地域の多国間における安全保障強力の必要性を強調した報告書を提出したときである。

1980年代は、地方自治体間の国際的都市提携の増加とともに、非核三原則が空洞化する時期でもあった。国際化に向かって深化する地方自治体が、政府の専管事項とされた安全保障に意思を表明する時代が着実に到来しつつある。本論文では助走期間を経た地方自治体の国際化の中で、緒についた非核宣言の動向を扱った。住民の安全を守る地方自治体の固有の任務であり意思でもある非核宣言が増加したことの意味は、今日大いに問われる必要がある。

[投稿受理日2010.11.20/掲載決定日2011.1.27]

注

- (1) 非核宣言が急増した1980年代前半は、地方選挙 の投票率が下降した[財団法人明るい選挙推進協会 2004:25]。1970年代から首長選挙における複数政党 の「相乗り」による、政策的争点の喪失が生じて いたことで、有権者が関心を失ったことが一つの 原因として考えられる。さらに防衛・外交は選挙 時における有権者の関心事になりにくい。中曽根 内閣期に, 防衛・外交の関心は高じたが, すぐに 低調となっている[谷口 2005:21-23]。1994年の大 阪府吹田市の非核平和都市宣言についての報告書 によると、非核平和都市宣言を「知っている」が 全体の48.6%,「知らない」が全体の49.7%である (吹田市 関西大学社会調査研究会『吹田市民意識 調査報告書』1995年)。自治体を形成する住民は非 核宣言を実質的に支えているのであろうか、とい う疑問が生じる。
- (2) 本稿における「市民・住民」、「運動・活動」の解釈は多賀秀敏教授の指導に拠るところが大きい。前者の「市民・住民」については、「『市民』という言葉を当てはめるのは、そこに社会正義があるから。つまり普遍的な意味を持っていること。自分で住んでいなくても。そういう風に定義ができると思います」。後者の「運動・活動」については、「活動」は自ら体を動かすこと、「運動」は他を動かすこと・止めること―とする。これによれば、「マンションの建設を差し止める…これは『住民運動』ですね。海岸を清掃することは『住民活動』ですね」となる。核という普遍的な課題について、政府や国際社会に働きかける行為は、「市民」による「運動」と考える。
- (3) 1984年時点の全国の地方議員69,578人のうち、 左派政党系の議員は7,077人、中道左派系の議員は 4,546人、自民党系議員は5,032人であり、大半の 議員は保守系与党に靡く無所属か少数政党の議員 であった。日本の非核宣言に関する運動を、ヨー ロッパと比較し既存政党に依存していないものと して捉えたのは[Takahara 1987:52]。基地問題を抱 えた四市町村(名護市・読谷村・北谷町・北中城 村)の非核宣言に基づく事業を整理し、課題を考 察した研究として[松田 1987]。その他に体系的 な著書として、[青山 1985a]、[佐藤 1984]、[西田 1983、1985、1998]、[森田 1987]、[吉川 1982]がある。
- (4) 例えば、国内法制度と自治体の非核化に向けた

- 取り組みについて論及した論文は[浦田 1992]。西ドイツを事例にしながら日独比較を試みた論文として[廣田 1987, 1988]。
- (5) 草の根とは、政党指導者や議会に対し組織に属さないあるいは中央政界から離れた地域の一般人や有権者を指す。したがって、草の根運動という場合は、既成政党や国家の枠を超えた個人や市民団体の運動を指す(臼井実稲子「草の根運動」川田侃 大畠英樹編『国際政治経済辞典』東京書籍、2003年)。
- (6) 例えば、[前田 1985:23-24]、[西田 2002:47]。超党派の草の根活動による東北アジア非核・平和地帯創設を目標に掲げる西田は、「『隣の市もしているのだから、おらが市、おらが町でも』とそれほどの抵抗もなく、『右に習え』式に宣言が行なわれていったところも少なくはないが、基本的には全国津々浦々の、草の根市民の党派を超えた、忍耐強い運動によって、その抑圧や抵抗は乗り越えられ、2600に及ぶ自治体の非核宣言が実現されていったのである」と述べている。
- (7) 伝統的地域共同体が残る1950年代の頃と比較し. 労働組合などの上からの組織動因であり大組織主 導型であるとしたのは[吉川 1982:12-13]、[井下 田 1984:106]。なお西田勝は、労働組合について、 日本は市民運動が市民革命を経験していないゆえ ヨーロッパやアメリカに比べ弱いとしながら、次 のように述べる。「ところで私は労働組合運動を一 種の市民運動だと考えている。職場での。しかし 問題は日本の労働組合運動の活動家たちが家に帰 ると、『若旦那集』になってしまうことだ。『草の 根市民』といっても、その大部分は勤労者とその 家族だ。もし労働組合運動の活動家がその住んで いる地域で『一住民』として家族とともに活動し はじめれば日本の市民運動が巨大な勢力になるの は請け合いである。(略) このような生き方は同時 に労働組合運動にとっても大きな利益をもたらす はずである。市民の強力な支持なしには労働組合 運動の順調な発展はありえないからである」 [西田 1987:79]
- (8) 非核(non-nuclear)に類似したタームとして反核 (anti-nuclear) がある。本稿では、非核と比べ、反 核は核兵器の「廃絶」を目指すより強い意思を有 するタームとして使用する。
- (9) 本論文では、宣言において非核に関する意思表

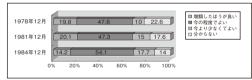
- 示を示す場合「非核宣言」と表記する。平和の文 化をきずく会事務局(事務局長 瀧口優)が2009 年7月に、全国の市及び東京23区を対象に行なっ た調査によると,「非核平和宣言」を行なっている と答えた自治体が74.7%、非核については宣言し ていないが「平和宣言」のみを行なっていると答 えた自治体が16.7%であった。90%以上の自治体 が「非核」もしくは「平和」に関する宣言を行なっ ていることになる(日本平和学会 2010年度春季 研究大会6月19日での報告「『平和の文化をめざ す「国際10年」自治体アンケート』の取り組みと 調査結果」)。「平和」の定義について、現代社会が 直面する社会問題群との関連から回答者が想定し た「平和」を含め、検討する必要があることを留 めておきたい。三鷹市は『第3次三鷹市基本計画 (第2次改定)』(計画期間は2007年度から2010年度) の「平和・人権施策の推進」で、行政指標を設定 するにあたり「積極的平和の実現をめざし」(66頁) としている。
- (10) 近年の事業ごとの内容・歳出については、日本 非核自治体協議会のホームページに集約されてい るので、参照されたい。http://www.nucfreejapan. com/member work.htm (2010/10/03閲覧)
- (11) 宣言を行なった市町村の割合が100%である都 道府県は、岩手県・秋田県・神奈川県・石川県・ 三重県・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・徳島 県・長崎県・大分県であり、全都道府県数の4分の 1以上を占める。
- (2) 半田市の宣言文の内容は「世界の核戦略に対する抗議,米国の国内・沖縄への核持込の禁止,自衛隊及び国内の核兵器の非武装」である。日米安全保障条約の改定前における当時,例えば岸信介首相が,防御的性格の核兵器は憲法上禁止されないとの解釈をとりつつ,「政策としてはいかなる核兵器も持たない」ことを明言したことなどの国内的風潮を反映したものと思われる。
- (3) 1970年代後半の日米関係も、概ね米国の意思に 準じ構築されていたことを併せて記しておく必要 がある。例えば第4次中東戦争による1973年の石油 ショックの際、エネルギー資源を外国に頼る日本 は、三木武夫副総理を中東に派遣し友好を働きか けた。イスラエル支持の米国がこれを牽制した際、 日本は「石油問題の根本的な解決のためには石油 生産諸国と石油消費国との間の調和ある関係が作

- られることが必要」(二階堂進官房長官談話)と抵抗したが、1978年にイラン革命に端を発する第二次石油危機時、日本は対イラン禁輸措置に踏み切り、対米協調路線を演出している。
- (14) 一例を挙げれば、市民レベルでは1960年代前後 の日米安全保障の改定阻止に伴う安保闘争の後. 米原子力空母エンタープライズ佐世保寄港に伴う 寄港阻止闘争が生じた。国会では非核三原則とと もに米国艦船の入港と米軍の施設利用を巡り議論 が行なわれている。1970年代には、ニクソンドク トリンに伴い中曽根康弘防衛長官をはじめとする 自主防衛論の一時的加速化、密約と基地使用に裏 打ちされた「核抜き本土並み」の沖縄返還を巡る 佐藤一二クソン共同声明,「日本やその他に寄港す る際、核兵器は降ろさない」としたラロック元海 軍提督による発言, 栗栖弘臣統合幕僚会議議長の 自衛隊の活動に対する「憲法の制約」を外そうと する発言などの背景で、政府レベルの1970年代の 核兵器不拡散条約 (NPT) 調印. 自治体レベルの 久保勘一長崎県知事の米艦船の佐世保港入港反対 の表明などを通し、住民の間には直接的に核に抵 抗する機運があった。1975年の神戸市会による非 核神戸方式に関する決議がその代表例である。日 米間に関わらず市民レベルの核の脅威という観点 からいえば、1960年代のキューバ危機、中東戦争 による核戦争の危機. スリーマイル島の原子力発 電所での放射能漏れなども該当するであろう。
- (5) なお阿佐見は、非核宣言は1980年代前半に吉田 善明などの研究者により平和的生存権と自治の擁 護の両輪で理論化が進められたため、日米安全保 障条約改定交渉の時期のものとは性質として異な る、とする [阿佐見 1994:14-16]。
- (6) 当時米国ではキッシンジャーのデタント政策に 反対した、ラムズフェルド国防長官・チェイニー 大統領首席補佐官が政権中枢部に位置している。 対ソ派であったブレジンスキー外交アドバイザー が、デタント派であったヴァンス国務長官に勝利した後、対ソ政策の一環として進めた1978年の米中国交正常化は、当時中越戦争において中国と対 峙していたソ連との緊張を高め、さらにソ連のアフガンニスタン進行は、緊張化に拍車をかけた。モスクワオリンピックの西側のボイコット (50カ国以上がアメリカに同調) もあった。ポーランドで自主管理労働組合がストライキを起こした際の

- 軍事政権による弾圧はソ連に責任があるとし、米 国はシベリア石油天然開発用の資材の輸出を禁止 するなど、経済・外交上の制裁を強化している。 レーガン政権時は、安定的なシーレーンを得るた めエルサルバドル、ニカラグア、グレナダなど左 派勢力・軍事勢力の中米に対する政策も積極的に 進めていくことでソ連に対抗した。
- (17) レーガン大統領は強い米国の再現を目指しなが ら. 1982年に「1980年代は、われわれの生存と繁 栄にとって第二次世界大戦以後, 最大の挑戦を突 きつける可能性が高い」とし、ソ連がSS20など ヨーロッパでのミサイル撤去に応じたらヨーロッ パ配備計画のパーシング Ⅱ (中距離核ミサイル) などを中止するとしながらも、結局MXミサイル・ 新型ミサイル・次期戦略爆撃機B1などの生産を 進めた。1983年3月にフロリダ州パプテスト派福 音伝道師集会で、核開発の凍結を求める声に対し、 レーガンは凍結では米国の維持・威信回復は解け ないとした。「中性子爆弾や宇宙兵器の開発を進め る」「力でしか平和は築くことができません。ソ連 の欲望を凍結できるなら「凍結論」に同意します」 と述べている。さらに第一号のスペースシャトル、 コロンビア打ち上げなど宇宙開発に伴って、SDI (戦略防衛構想) の発表を行い、従来の核戦争につ いて「核攻撃があったら生き延びる」から「核攻 撃があって反撃するのではなく、宇宙で迎撃する | に方針転換が行なわれた。まもなく米国は、大陸 間弾道ミサイルを大気圏で破壊する実験に成功す
- (18) 米中国交正常化を伺いつつ当時の中ソ関係悪化 に基づく反ソ性を薄めながら執り進めた日中平和 友好条約、福田ドクトリン・大平正芳政権の環太 平洋連帯構想に代表される日本のアジア・環太平 洋諸国家との関係構築が挙げられる。
- (9) 1957年の「国防の基本方針」は、米国との安全 保障体制を基調として外部からの侵略に対処する とのみ示したのに対し、戦後初めて日米安保体制 における日本の防衛努力を明確化した。
- 20) 米国は日本に対し、1970年代後半から、フォード大統領の初公式来日などニクソンショックの修復を求めながら、「東アジアにおいては、日本が自らおよび総合の防衛努力にさらに貢献することが慫慂されなければならない」など、日本の防衛努力を強調した。

- (21) 防衛予算費6.5%増の他、ワシントンポストでの「不沈空母発言」、対米武器技術供与に関する交換公文の発行、G5東京サミットでのソ連に対する INF問題に関する声明作成、ウィリアムズバーグ・サミットでのINF合意枠を超えるSS20を極東に移転するとしたソ連に対する米国製ミサイルの欧州配備に関する政治声明への参画、防衛費 GNP1 %枠内の撤廃などを行なった。また、1983年に大韓航空機がソ連によって撃墜された際、米国がソ連に対する不信感を出し、日本も自衛隊が収集したソ連機の交信記録を国連安全保障理事会において日米共同で発表した。
- 22 1980年前後は、日米関係において、1960年代より日本がそれまで軍縮を中心とした外交から核抑止力へ依存する政策へと転換した分岐点の時代であった。政策転換期の移り変わりについて、大きく三区分に分けられる。①非核を中心とした政策の時代(1955年 1978年)②非核から核抑止論へと移行した中間的な時代(1978年 1985年)一。[櫻川 1985]
- (23) これについては、拙稿[2010]「1975年の非核神戸方式を巡る中央地方関係」『社学研論集』(16) 47-49頁に国会での政治家・官僚答弁を記している。
- 24 本稿ではヨーロッパの詳細な事例について言及することができないが、資料として[阪中1980], [岩 垂 1983], [大 内1983], [原 1982], [里 深 1983]などがある。先に挙げた体系的な著書でも、ヨーロッパの事例について多く言及されている。1980年4月のヨーロッパ核廃絶運動(END)を例に挙げれば、これは①限定核戦争がヨーロッパを舞台に生じる危機感②みずからは限定核戦争の被害から逃れて安全を確保している米ソ両大国への怒り一から生じている[長澤・山崎2000:15]。
- (25) 米国市民が核兵器に関心を抱いた社会的背景と 運動形成過程,核凍結運動の地方政治・中央政治 に対する影響力については[北川 1985]。
- (26) (『朝日新聞1982年6月14日夕刊1面』)。
- (27) 例えば全国的な巨大組織として「第二回国連軍縮特別総会に核兵器禁止と軍縮を要請する国民運動推進連絡会議」(国民運動推進連絡会議)が1981年11月に結成され、「第二回国連軍縮特別総会に向けて核軍縮を進める連絡協議会」が1982年2月

- 結成されている。前者は日本原水協,原水爆禁止日本国民会議(原水禁),被爆者団体,労働団体などのいわゆる「革新」グループと日本青年団協議会,日本生活協同組合連合会,婦人団体,宗教団体などのいわゆる「中立」グループ,後者は民社党,公明党,新自由クラブ,社民連といった「中道四党」や同盟から構成されていた[グレン1986:165-166]。
- 28 日本に滞在していた作家のHans Peter Breuerが 日本の作家に反核の支持を訴えたことにより287人 の作家が、反核アピールを発表した(『朝日新聞』 1982年1月21日朝刊1面)。テン・フィート運動一 被爆フィルムの上映運動、被爆証言運動、在韓被 爆者救済運動、原爆復元調査、原爆教育運動など も生じている。
- (29) 「全面核戦争の不安を感じている」回答者が1975 年6月には44%であるのに対し,1981年6月には, 57%となっている[グレン1986:164-165]。
- (30) 軍事費が増大する中で、社会保障費、文教および科学振興費が減少あるいはほとんど伸びておらず、実際に自衛隊の戦闘能力が高くなっている[グレン 1986:4]。 次のグラフからは、1980年代に入ると拡大する防衛予算について「もう十分である」という世論が増加していることが分かる。



出所:内閣府政府広報室「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」より作成。

- (31) (『朝日新聞1985年7月20日朝刊14面』)。その一方で、核兵器を絶対悪とした鈴木善幸首相はSSD II に出席しているが、国会では野党が求めていた核廃絶署名に対し応じなかった。この背景には、米国の核抑止力に依存する傾向があったからとされる。さらに、ワインバーガー米国防長官に対して、「西側が軍事力の面で優位に立つことは軍事的抑止力となり、軍縮交渉に役立つと理解している」と、軍事的抑止力と軍縮を織り交ぜる微妙な主張をしている[櫻川 1985:73]。
- (32) 1982年3月の3・21ヒロシマ集会に際し、当時原水爆禁止運動統一が主要課題であり本来なすべきであるのに対し、依然党派性に基づく分裂という倒錯した状況にあった。毎日新聞と中国新聞は

「原水爆禁止運動は党派性を超え国民運動にするこ と」と政党色の排除の必要性を強調していた。そ の一方で、本来政治的対立の顕在化を避けては通 れず、政治的対立を呼び起こす問題を明確な形で 取り上げることなしに前進はない原水爆禁止運動 について、朝日新聞は「最近では幅広い市民層結 集のため『政党色』排除を意識しすぎて、『政治 色』まで薄めてしまうきらいがある」と政治の置 き去りを危惧した[「ひろしまをよむ」会 1983:26-28]。ここから示されることは、超党派の意義につ いては賛否がある、ということである。実際にグ レンは国際軍縮促進学生連盟を事例としながら. その運動が下火になってしまった一つの理由とし て、政治的対立を呼び起こす安全保障上の問題を 明確に取り上げなかった点を挙げている[グレン 1986:176]_o

- (33) 1978年には、長洲一二神奈川県知事・畑和埼玉県知事・宮澤弘広島県知事が、国家から地方自治体への下方型自治制度を、上昇型制度へと変革することを狙いとした「地方の時代」を提唱した。
- (34) 山下は、1970年代以来の地方自治体の国際活動について、理念的要素・中央政府の補完的性格が強い「国際化政策」から、経済的戦略思考に基づき自律性が強くなる「国際政策」への変遷について、年代別に纏めている[山下 2008:46]。
- (35) 自治体国際活動は、次の三通りに分類できる。 ①自治体による国境を超えた海外での活動。姉妹 都市関係が例となる。②自治体内での国際的出自 を有する問題に関する活動。在日外国人問題が例 となる。③自治体内での問題に関して、国境を超 えた主体に対する活動—[多賀 2002:216-217]。本 稿で扱っている事例は、③に該当する。
- (36) 1972年の飛鳥田一雄横浜市長のベトナム戦争へ 向かう米軍戦車の市道通行拒否,長洲一二神奈川 県知事による米軍基地への批判が事例として挙げ られる。
- (37) マンチェスター市議会が決議案を採択した経緯については[青山 1985b:91-95]。隣接自治体・全国の自治体が宣言を出すことを訴え、実際に第一回全英非核自治体会議、全国推進委員会(NSC)を誕生させたマンチェスター市の宣言を理想の宣言とすることが多い。その理由として、今日に至っても中央政府に対し自らの行政区内の非核化を掲げることで終始し、実際に何を行なうかについ

て書かれていない宣言文が多いことにある[西田 2005:5]。非核宣言は英国のみならず欧州に広がっ た。この点に関し、核についての自治体によるト ランスナショナルな活動として、非核自治体国際 会議・太平洋非核自治体国際会議・平和市長会議 がある。後の1984年4月にNSCの呼びかけにより マンチェスター市で最初に開かれた非核自治体国 際会議は、1992年6月に横浜市で開催された第6回 まで行われているが、第6回を最後に中断してい る。また環太平洋非核自治体会議も1995年豪州サ ザーランド市で開かれた第4回が最後となってい る。1982年に荒木武広島市長の提唱から始まった 平和市長会議の活動は今日まで続く。その他に, 2000年から核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員 会(市民・長崎県・長崎市・財団法人長崎平和推 進協会)が主催する核兵器廃絶地球市民集会ナガ サキがあることを記しておきたい。

- (38) NATO・ワルシャワ条約軍の核配備計画下に あるヨーロッパと酷似した状況となった[坂本 1983:28-31]。キューバ危機時と比較し、核状況は 一層深刻であった[関 1984:32-34]。
- (39) 法政大学西田勝研究室の調査によると、一旦増加傾向が落ち着く最終年となった1988年の非核自治体数を居住人口比で見た場合、60%以上であり、ニュージーランド・カナダ・イギリスについで、第4位にある。
- (40) 日本非核自治体協議会の目的は、①核実験実施 国への抗議・要請,②全国の自治体さらに全世界 のすべての自治体に核兵器廃絶・平和宣言を呼び かけ、非核宣言を実施した自治体間の強力体制を つくること―にある。これに併せ、世界の非核 自治体やNGOの国際的な交流がますます重要に なってくるが、この点については情報・資料の収 集・提供を今後の課題としている。2000年に藤沢 市より事務局を引き継ぎ協議会の運営を行ってい る長崎市へ問い合わせをしたところ、事務局が複 数移動したこともあり、古い統計などは不明のも のも少なくないとのことである。なお、協議会の 運営資金について、会員自治体からの分担金のみ で運営しており、中央政府からの補助はない(日 本非核宣言自治体協議会事務局長崎市役所平和推 進課へのインタビューにて)。
- (41) 1960年に原水爆禁止決議を『世界連邦都市宣言』 として可決した三鷹市は, 1963年の第9回原水爆禁

- 止世界大会での分裂をきっかけに大会への代表派 遣を停止した。三鷹市が本格的な平和施策を行な うのは1980年代になる[朝岡 2000:32]。
- (42) 自治体の国際化の背景には、自治省と外務省との官僚闘争がある。自治省は1980年代後半に都市提携の情報提供等を行なう自治体国際化協会(CLAIR)の設置・JETプログラムなどを通じて自治体の直接的な国際活動を支援した。これに対し、外務省は外交に関する主導権を当然主張しながら、自身の政策への理解を目的とし、JICA(国際協力事業団)を経由した事業・海外技術協力推進団体補助金制度創設などを行なった。[多賀 2002:222-224]、[Jain 2005:42-44]に詳しい。
- (43) 例えば[西田 2001]。
- (4) 増加する初期段階の1982年3月に「非核都市宣言 等についてのわが党の見解」を出し、1985年3月に 再度「非核都市宣言は無意味且つ望ましいことで はない | (全国組織委員会から都道府県支部連合会 への通達)としている[鈴木 1985:26-27]。党内の タカ派の集まりである国民運動本部は1985年12月 には、『反核運動の欺瞞と危険性』と題した部内 資料で、米国のトマホークを「良い核」、ソ連の SS20を「悪い核」とし、米国のSDI構想に参加す ることを決定した。さらに,「『非核都市宣言』は 日本の平和に有害です」(自民党国民運動本部編 1985年12月10日) というパンフレットを発行して いる。1986年には「日本を『米国の傘』の影響下 から排除し、『ソ連の核』の影響下におくことにあ り、日米安保体制の弱体化・解体を意図する大変 危険なものである」「今後とも革新勢力による『非 核都市宣言運動』の根絶を図っていく | (第46回自 由民主党大会資料 1986年1月14日) とした。な お核を巡る自民党や中曽根首相の言動に対し、野 党はしばしば"好核"と表現している。
- (5) 第101回参議院予算委員会では非核神戸方式を決議した神戸市について「地方自治体の本旨に基づいて神戸の市長及び市議会がとっておる一つのやり方でありまして、それはそれとして我々はよく理解できるところであります」と答弁した。これに対し、第104回衆議院本会議では自治体が行なう非核宣言について「地方自治体が地方自治の本旨に基づいていろいろ御決議なさることは自由であり、政府はそれは参考にするということは申し上げております。ただし、そういうような非核都市

- 宣言を発するという中には、非常に純粋な気持ち でそういうことをお出しになる向きもあり、ある いはそういうことをやろうという一部の中には. やはり自由世界を分断しようとか、あるいはその 他の意図に基づいてそういう提案をなすという向 きもあるから、それは十分注意してほしい、そう いう意味で自民党が地方に対してそういう注意を したということなのであります」、一ヵ月後の第 104回衆議院予算委員会では「自治体がおやりにな るのは、それは地方自治の本旨に基づいておやり になるのは自由でありますけれども、大体自治体 の仕事というのは身の回りのことを自分たちでや る、そういうことで、やはり国防とか外交とかあ るいは貨幣とかというものは中央政府の所管事項 なんですね」と述べている。(国会会議録検索シス テム http://kokkai.ndl.go.jp/より引用。)
- (46) 1980年代, 地方議会は保守系議員が多数を占めていた。その中で、非核宣言に関し保守派の強い反発があった事実をも記しておく必要がある。武蔵野市は1982年の非核シンポジウムに積極的に参加したが、その後保守首長が誕生すると、非核自治体会議に出ていない。保守派からの異論を恐れて、参加を自粛した首長も多かった[神原 1984:3]。
- (47) 第三回から第六回原水爆禁止世界大会, とりわけ第五回原水爆禁止世界大会では日米安保条約改定に対する見解が打ち出されたように, 米国の核に関し言及された。自民党は第五回原水爆禁止世界大会直前に不参加を決定し, 日本青年団協議会と全国地域婦人団体協議会は第七回原水爆禁止世界大会で日本原水協の指導部の情報分析に対し批判を行なった。
- (48) 1961年には、民社党を中心に核兵器禁止平和建 設国民会議(核禁会議)が結成される。1963年に は米英ソの間で調印された部分的核実験停止条約 の評価を巡り総評・社会党などが第九回原水爆禁 止世界大会への不参加を決定し、1965年に原水爆 禁止日本国民会議(原水禁)を結成した。
- (49) それぞれの組織は、分裂しながらも大規模な会議を開催し、原水爆禁止運動を行なった。その中で、時に原爆ドームの永久保存運動のように原水爆禁止運動以外の担い手も含めた共同行動、あるいはNGO被爆国際シンポジウムを契機とした1977年以降の原水爆禁止の統一大会開催を行なった。この背景には、マスメディアによって高まっ

た1960年代からの原爆被害に対する世論の関心や 1970年代後半からの国連軍縮特別総会を契機とし た原水爆禁止運動の国民的課題化があるといえる [字吹 1985:119-123]。

- (50) 当時の反核をテーマにした国際会議をみると、市民側から「市民とか組合員という区別なしに、ひとりひとりが積極的にやっていく必要がある。市民団体同士も反目もある」といった声があった「伊藤 1984:161]。
- (51) 社会党の低迷については、二つの理由があった。 一つは社会党内部の分裂であり、もう一つは労働 組合・総評の既得権益確保である[正村 1980]。
- (52) 一方でSSD II の運動基盤は、SSD I と比較し、 旧軍関係者団体を含め、多様な団体に広がったといえる。他方で政党の視点から見ると、「国連に核兵器完全禁止を要請する署名運動推進連絡会議」には共産党系、社会党系・総評系、民社・同盟・自民党系、中立系という四潮流が全て参加していたが、「国民運動推進連絡会議」には民社・同盟・自民党系を除く三潮流が参加していた[岩垂1982:74-77]。
- (53) 非核宣言について「各党や保守的な人びとのなかにも非核の願いがつよいという実態をよくみて、セクト的にならず、非核の合意は必ずできるとの確信を持って」[木島 1986:66]と述べる一方で、例えば「労働戦線の右翼再編を進める総評」「総評、『原水禁』が、85年に自らも参加して決めた『広島からの呼びかけ』の責任と義務を放棄し」という点を指摘しているのは「佐藤光雄 1987:72]。
- (54) 政党からは「『反核・軍縮』と『生活』の課題を結合して日常性のなかに取り込む必要(略)反核・軍縮というか課題を民衆の鋭い切実な要求としてとらえ、それを具体的に実現し達成することに目的があるとするのなら、それは好むと好まざるとにかかわらず先鋭な政治闘争の性格をおびざるをえない(略)"政党抜き"が当然のように語られるのは、政党それ自身への側にも大いに責任がある」[飛鳥田 1982:17-18]という認識があった。1984年5月26日・27日に開催された「核も基地もないアジア・太平洋を!国際会議ヨコスカ」では、神奈川県地方労働組合評議会事務局次長が「労働組合は、職場生産点から地域生活点も含めて戦う場がある」と述べているが、この背景には、市民代表からの「労働組合は春闘に代表され、

市民運動とは言えない」という声があった[伊藤 1984:149-158]。

参考文献

- 青山良道[1985a]『非核都市運動 草の根から国際連 帯へ』エイデル研究所。
- ---[1985b]「第一回非核自治体国際会議に参加して」 西田勝編『非核自治体運動の理論と実際』オリジン出版センター。
- 朝岡幸彦 [2000]「ルポ 模索をつづける自治体平和事業のいま一東京・三鷹市の非核・平和事業(特集1自治体から平和を創る)」『月刊社会教育』(44(8))国土社。
- 阿佐見健[1994]「『国際化時代』における非核自治 体の課題―いまわれわれは、何を求めているか? ―」『月刊社会教育』(38(8)) 国土社。
- 飛鳥田一雄[1982]「反核・反安保への闘いの展開― 軍拡をおしすすめる政府・独占との対決」『月刊社 会党』(314)。
- 井下田猛[1984]「自治体非核宣言と自治体の復権問題」自治研中央推進委員会『月刊自治研』(通巻 302号)。
- 石川捷治[1988]「非核自治体運動についての覚書ー 一試論―」『法制研究』(55(1)) 九州大学。
- 伊藤成彦編[1984]『核とアジア・太平洋「国際会議 ヨコスカ」』有隣堂。
- 岩垂弘[1982]「反核・軍縮運動のうねり 婦人団体 から旧軍関係者まで広がった反核運動」『潮』(5 月増刊号)。
- ----[1983]「深まる西欧の『熱い秋』--無数の民衆を駆り立てた"核の戦場"への恐怖と怒り--西独・英国に広がるミサイル配備反対デモ」『朝日ジャーナル』(11月11日号)朝日新聞社。
- 岩見隆夫[1981]「自民党タカ派の目指すもの一党分 裂をも促すその性急な行動」『エコノミスト』(9 月15日号)毎日新聞社。
- 宇吹暁[1985]「軍縮と市民運動―日本の原水爆禁止 運動をめぐって―」日本国際政治学会編『国際政 治』(第80号)。
- 浦田賢治[1992]「非核自治体・非核条例・非核三原 則法―日本の非核地帯化に関する研究―」時岡弘 先生古稀記念論文集刊行会『人権と憲法裁判 時 岡弘先生古稀記念』成文堂。
- 大内秀明[1982]「現地報告 新しい反核・軍縮運動

- 英国で史上最大の集会に参加して」『エコノミスト』(8月3日号)毎日新聞社。
- 鎌田定夫[1989]「市民運動からみた平和論」日本弁 護士連合会『自由と正義』(第40巻(5))。
- 神原勝[1984]「資料にみる非核宣言自治体の現状」 地方自治総合研究所『自治総研』(通巻第71号)。
- 木島宏[1986]「非核都市宣言の意義と展望」『前衛』 (537 (7))。
- 北川智恵子[1985]「米国市民運動と核兵器交渉政策」 日本国際政治学会編『国際政治』(第80号)。
- グレン・D・フック[1986]『軍事化から非軍事化へ』 御茶の水書房。
- 財団法人明るい選挙推進協会[2004] 『第15回 統一 地方選挙の実態―調査結果の概要―』。
- 坂本義和[1983]「2 『地方』の『国際化』」長洲一二 坂本義和編著『自治体の国際交流 ひらかれた 地方をめざして』学陽書房。
- 櫻川明巧[1985]「日本の軍縮外交―非核三原則と核 抑止力依存とのはざま―」日本国際政治学会編『国 際政治』(第80号)。
- 佐藤昌一郎編著[1984]『世界の反核運動』新日本出版社。
- 佐藤昌一郎[1987]「非核自治体(運動)の展開と歴 史的意義―日本と世界の各国で」森田俊男編著『非 核自治体―講義・学習・連帯』汐文社。
- 佐藤光雄[1987]「ひろがる非核自治体宣言運動 自 治体労働運動の発展をめざし」『労働運動』(256 (3))。
- 里深文彦 [1983] 「英国の反核運動を支えるAT 草 の根からの"もうひとつの戦略"」『エコノミスト』 (12月6日号) 毎日新聞社。
- 柴田鉄治[1981]「裏目に出た政府・自民党の『過剰 介入』 高知・窪川町"原発リコール"に見る〈国〉 と〈地方〉の分裂」『朝日ジャーナル』(3月27日号) 朝日新聞社。
- 渋谷芳秀 ロバート・D.エルドリッヂ[2008]「第9章 危機の中の日米関係 1970年代」五百旗頭真編『日米関係史』有斐閣。
- 鈴木太郎[1985]「『非核都市宣言』運動の新たなう ねり」『前衛』(522 (6))。
- 関寛治[1984]「しのび寄る"第二キューバ危機"— 現在核状況と日本の対応—」『公明』8月号。
- 瀬端孝夫[2007]「第4章 1970年代以降の防衛政策と 21世紀の課題―変容する保守外交―」新藤榮一

- 水戸考道『戦後日本政治と平和外交 21世紀アジ ア共生時代の視座』法律文化社。
- 多賀秀敏[2002]「自治体の国際協力」松下圭一 西尾 勝 新藤宗幸編『岩波講座 自治体の構想 3 政策』 岩波書店。
- 谷口尚子[2005] 『叢書 21COE CCC 多文化世界 における市民意識の動態 5 現代日本の投票行動』 慶應義塾大学出版会。
- 長澤成次・山崎功(聞き手)[2000]「自治体から平和を創る一葉山峻衆議院議員に聞く(特集1自治体から平和を創る)」『月刊社会教育』(44(8))国土社。
- 西田勝編[1983]『非核護憲都市宣言運動のすすめ』 オリジン出版センター。
- ---[1985]『非核自治体運動の理論と実際』オリジン出版センター。
- 西田勝[1987]「三分の一を超えた非核宣言自治体」『月 刊社会党』(380)。
- [1989]「日本における非核自治体運動の現在」 日本弁護士連合会『自由と正義』(第40巻第5号)。
- ---[1998]『私の反核日記1979~1997』日本図書センター。
- [2001]「第二回非核自治体訪朝団頓挫の記」字 都宮軍縮研究室『軍縮問題資料』(第252号)。
- ---[2002]「非核宣言20年と新しい波(特集 日米安保条約発効50年)」宇都宮軍縮研究室『軍縮問題資料』(第259号)。
- ----[2005]「非核自治体運動の課題」『月刊社会民主』 (598)。
- 原哲郎[1982]「日本に世界に 草の根からの高まり 〈ロンドン〉 反核大集会で非核都市宣言」『労働運動』(200(8))。
- 「ひろしまをよむ」会編[1983]『資料'82反核 原爆 文献を検証する』渓水社。
- 廣田全男[1987]「非核都市宣言と地方自治一西ドイッの議論を中心に一(上)」東京市政調査会『都市問題』(第78巻 第9号)。
- ---[1988]「非核都市宣言と地方自治--西ドイツの 議論を中心に--(下)」東京市政調査会『都市問題』 (第79巻 第1号)。
- 前田哲男[1985]「非核アジア・太平洋への接近一核 軍拡の構図」『月刊社会党』(351)。
- 正村公宏 [1980]「『市民選挙』にみる政治革新の可能性」『朝日ジャーナル』(7月25日号)朝日新聞

社。

- 森田俊男編著[1987]『非核自治体 抗議・学習・連 帯』汐文社。
- 山下永子[2008]『地方の国際政策 連携・ネットワー ク戦略の展開』成文堂。
- 吉川勇一[1982]「反核の論理—運動の中から」吉川勇 一(他)『反核の論理 欧米・第三世界・日本』柘 植書房。
- Jain, Purnedra. [2005] Japan's Subnational Government in International Affairs, New York:Routledge. (プルネンドラ・ジェイン [2009]『日本の自治体外交』(今村都南雄監訳) 敬文堂。)
- Takahara, Takao. [1987] "Local Government Initiatives to Promote Peace", *PEACE AND CHANGE*, Vol.12, No.3/4, 51-58.